

# 情報通信審議会 電気通信事業部会（第90回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成20年4月22日（火） 14時00分～15時30分

於、総務省第1特別会議室

## 第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、東海 幹夫、  
辻 正次、長田 三紀、安田 雄典

（以上7名）

## 第3 出席関係職員

### (1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、  
古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）  
竹内 芳明（電気通信技術システム課長）

### (2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

## 第4 議題

### 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第1206号】

イ 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の  
認可（加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加）について  
【諮問第1207号】

ウ ユニバーサルサービス制度の在り方について【諮問第1208号】

エ 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第1209号】

## 開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから第90回情報通信審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は委員7名全員が出席されております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、諮問事項4件であります。

## 議 題

### 諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第1206号】

○根岸部会長　初めに、諮問第1206号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について審議したいと思います。

それでは総務省から、ご説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それではお手元の資料90-1に基づきまして、電気通信事業法施行規則等の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

まず1ページ目、改正の背景でございますが、先月3月27日に次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、情報通信審議会から答申をいただいたわけでございますけれども、この答申において示されましたNTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備事項に関し、省令等改正を要する事項について規定整備を行うものでございます。

具体的には、NGN及びひかり電話網を接続ルールの対象とする第一種指定電気通信設備の指定対象への追加のための施行規則の一部改正及び指定告示の一部改正。またNGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所への追加のための施行規則の一部改正及び接続料規則の一部改正。さらに網機能提供計画の届出を要しない機能の追加のための施行規則の一部改正。これらの規定整備を行うものでございます。

また今回の答申を踏まえまして、諮問対象外の事項として、あわせて、ここにありま

すとおり、網機能提供計画の届出対象外であるルータ等に係る情報提供時期の明確化のための情報開示告示の一部改正。アンバンドル機能の競争セーフガード制度の検証対象への追加のための競争セーフガードガイドラインの一部改正の規定整備を行うことといたしております。

2 ページ目、主な改正の概要でございますが、1. NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加についてでございます。(1) にありますとおり、今回、施行規則における指定設備の定義の改正を行ってるところでございます。具体的にはNGN及びひかり電話網において、関門交換機で接続してIP電話を提供する場合、IPパケットと音声信号を相互に変換するための設備として、メディア・ゲートウェイが用いられているところでございます。現行の施行規則においては、指定設備に該当する設備が具備する機能として、この変換の機能が規定されていないため、指定設備の定義を改正し、その具備する機能として、符号等の変換の機能を追加するものでございます。

次に(2) 指定告示改正による指定設備の追加指定等についてでございます。まず1) ひかり電話網のルータの指定でございますが、これまでひかり電話網のルータについては、接続を請求する事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されている場合等を除き、指定設備に該当しないとされていたところでございますが、今回、その設置場所にかかわらず、ひかり電話網のルータを指定設備の対象とするものでございます。

次に3 ページ目、2) SIPサーバの扱いでございますが、SIPサーバはNGNやひかり電話網において、ネットワークを構成する主要な設備であることから、新たに指定告示を改正して、指定設備の対象とするものでございます。

なお、それ以外のNGNのルータや伝送路設備の扱いについてでございますが、この参考のところがございますとおり、現行の指定設備のうち、ルータなどの交換等設備及び伝送路設備については、ネガティブリスト方式を採用しているところございまして、NGNを構成する設備のうち、ルータや伝送路設備については、指定告示を改正しなくても、指定設備に該当することから、今回の省令等改正において、特段の規定整備を行わないものでございます。

次に2. NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加についてでございます。まず(1) 接続料規則改正によるNGN及びひかり電話網に係る機能のアンバ

ンドルについてでございますが、今回のアンバンドルに関しましては、答申において、アンバンドルが必要とされた「フレッツサービスに係る機能」、「I P 電話サービスに係る機能」、「中継局接続に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」等に関する規定整備を行うものでございますが、前三者の機能については、ルータ及び伝送路設備により、通信の交換・伝送を行う機能という点において、現行制度上アンバンドルされている地域 I P 網のルーティング伝送機能と差異はないことから、ルーティング伝送機能の細目として、規定をしているところでございます。

またルータについて、NGNまたはひかり電話網のルータと地域 I P 網のルータについて、次の 4 ページ目の上に表がございますが、この表にありますとおり、それぞれ区別をして定義、規定をしているところでございます。

次に具体的なアンバンドルの内容についてでございますが、1) NGN 及びひかり電話網に係るルーティング伝送機能についてでございます。ここにございますとおり、まず NTT 東西の収容局に設置される NGN の収容ルータに接続して、NGN を利用するフレッツサービスに係る機能のアンバンドル。NTT 東西の中継局に設置される NGN の中継ルータに接続して、NGN を利用する中継局接続に係る機能のアンバンドル。さらに NTT 東西の中継局に設置される関門交換機に接続して O A B ~ J I P 電話サービスを提供するために NGN またはひかり電話網を利用する I P 電話サービスに係る機能のアンバンドル。これらのアンバンドルを行うことといたしております。

2) 地域 I P 網に係るルーティング伝送機能につきましては、①にありますとおり、NTT 東西の収容局に設置される地域 I P 網の収容ルータに接続して、地域 I P 網を利用するフレッツサービスに係る機能を現行と同様にアンバンドルすることといたしております。また答申におきまして、現在収容局接続として整理されている NTT 東西の地域 I P 網同士を接続した I P v 6 サービスを提供するための機能は、中継局接続の形態で行われていると整理することが適当であるとされていることから、これを踏まえまして、今回、この機能を中継局接続に係る機能として新たに規定をしているところでございます。

3) イーサネットサービスに係る機能につきましても、NTT 東西の中継局に設置される NGN のイーサネットスイッチに接続して、イーサネットサービスを提供するための機能をアンバンドルしているところでございます。

次に 6 ページ目、(2) 接続料規則改正によるメガデータネッツに係る機能の規定整

備についてでございます。このメガデータネットは、ATMベースのデータ伝送サービスでございますが、この機能につきましては、平成15年3月14日付、情報通信審議会答申における要望事項を踏まえ、実際費用方式に基づく平成15年度接続料等の改定に係る接続約款において、接続料が規定された経緯があること、また、この機能については、ネットワークが本来有すべき基本的な接続機能として、その位置づけを明確化することが適当である。こういったことから、今回、メガデータネットのPVC回線に係る接続機能について、データ伝送機能としてアンバンドル機能に追加する規定整備を行うものでございます。

次に(3) 施行規則改正による、標準的接続箇所の追加についてでございます。これにつきましては、イーサネットフレーム伝送機能の標準的接続箇所として中継局に設置されるイーサネットスイッチを追加するとともに、ルーティング伝送機能のうち、一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等の標準的接続箇所として収容局に設置されるルータを追加するものでございます。

最後に、施行規則改正による網機能提供計画の届出を要しない機能の追加についてでございます。イーサネットスイッチやSIPサーバは、競争的に市場から供給が受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえて、当該設備に係る機能について、今回、網機能提供計画の届出を要しない機能としているところでございます。ただし、これらの機能については、後ほど、ご説明いたしますとおり、今回の答申を踏まえまして、ルータ同様、網機能提供計画を要しない機能とはするものの、情報開示告示において、必要な情報を事前に情報開示することとしているところでございます。

今回の制度整備につきましては、施行期日は公布の日といたしております。ただし、答申を踏まえまして、NGN及びひかり電話網に係るルーティング伝送機能については平成21年度から、イーサネットフレーム伝送機能については平成22年度から、それぞれ適用することといたしております。また必要に応じて、省令の見直しを可能とする見直し規定も置いているところでございます。

8 ページ目に、今回、答申を踏まえて諮問対象外として制度整備をする事項について、参考資料をおつけいたしております。ここにありますとおり、まず情報開示告示の一部改正により、網機能提供計画の届出をしないルータ等の機能について、新たな網機能を提供する場合、その機能の情報について、原則として提供予定時期の90日前までに開

示するものとしているところがございます。また競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインの改定によりアンバンドル機能について、競争セーフガード制度の検証対象に追加することといたしております。

本日、ご説明をさせていただきました事項につきましては、今回の次世代ネットワークの接続ルールの答申を踏まえた制度整備で、お互いに密接不可分なものでございますので、諮問事項と諮問対象外事項、あわせまして、全体として、これを公表し意見招請の対象とさせていただきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問とかご意見ございましたら、お願いします。

いかがでしょうか。お願いします。

○東海委員　単なる言葉だけです。4ページで、上に表がございまして、NGN及びひかり電話網のルータと、それから地域IP網のものは、これはもともと第一種指定されていたわけでありまして。一般と特別という言葉で、ここであえて2つを区別するために、定義として使っていくという意味ですか。

○古市料金サービス課長　そうですね。同じルータではございますけれども、NGN及びひかり電話網のルータについては、SIPサーバと連携して、セッション制御機能を提供している。それ以外の地域IP網については、こういった機能を提供しないということなので、この2つのルータの機能を区別するために一般と特別という言葉を使って区別をしているということです。

○東海委員　NGNと、ひかりが入ってきたので、地域の部分との区別をしっかりと、ルータのところが違うものとして定義をしていこうと、そういう意味ですね。

○古市料金サービス課長　おっしゃるとおりでございます。

○東海委員　ありがとうございます。結構です。

○根岸部会長　どうぞほかに。

じゃあ、お願いします。

○酒井部会長代理　定義を少し忘れてしまったんですけども、NGNの設備については、ネガティブリストなんで、特に正式に、NGNと書かなくても、ネガティブリストをやる限り指定設備になるという解釈ですよ。

○古市料金サービス課長　はい。

- 酒井部会長代理 NGNの構成設備については。
- 古市料金サービス課長 正確に申し上げますと、3ページの参考でございますとおり、ルータなどの交換等設備と、それから伝送路設備。これについては指定しない設備を個別具体的に列挙をして、この個別に列挙されている設備以外は自動的に指定設備の対象となるというネガティブリスト方式となっております。ですから、逆にいいますと、それ以外の例えば信号系の設備でありますとか、制御系の設備については、これまでも個別に指定対象設備の指定をしているということでございます。
- 酒井部会長代理 ひかり電話網の交換機や何かについては、特にネガティブリストではなくて、これは指定しないといけないという形になるわけですね。
- 古市料金サービス課長 ひかり電話網のルータにつきましては、例えば集合住宅向けIP電話ルータにつきましては2004年7月に、戸建て向けのIP電話ルータにつきましては2005年1月に、基本的にもっぱらIP電話に使えるようなルータについては、指定の対象外といたしております。
- 酒井部会長代理 なってますよね。
- 古市料金サービス課長 したがいまして、このひかり電話網のルータについては、今回新たに、今まで対象外となっていた部分について、指定をし直しているということです。
- 酒井部会長代理 ひかり電話網として、そういう形のネガティブリスト方式ではなくて、今回答申で、ひかり電話網も指定設備にすると。そうすると今度ポジティブリストではないですけれども、そのうちの、これと、これと、これを指定してという形で規定整備をしなきゃいけない。そういう形になるわけですね。
- 古市料金サービス課長 そうですね。
- 酒井部会長代理 ひかり電話網とって、一遍にこの部分だけがネガティブリストだと、そういうふうになっているわけじゃないのでということですね。
- ちょっとネガティブリストの関係が、ごっちゃになってしまったんですけれども。
- 古市料金サービス課長 交換等設備及び伝送路設備については、特に規定をしなければ、そのまま自動的に指定設備になるということでございますので、ただ、ひかり電話網のルータについては、今まで指定設備からあえて明示的に除外をされてましたので、それを追加するのが、まず1点でございます。
- それからSIPサーバにつきましては、こういったネガティブリスト方式を採用して

いる交換等設備、それから伝送路設備に該当しませんので、この部分については、S I Pサーバについて、新たに指定設備の対象としているということでございます。

○酒井部会長代理 わかりました。

○根岸部会長 ほかにいかがでしょう。

よろしいですか。きょうの、この施行規則の一部改正につきましては、本年の3月27日付の答申に示されました、いわゆるNGNに係る接続料の整備事項について、省令等を改正すると、こういう規定整備を行うというものであります。

今回の改正につきましては、先ほど説明がありましたように当部会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項と2つから構成されておりますが、これらは密接不可分であるということでもありますので、報道発表や意見招請につきましては、必要的諮問事項の部分を含め、一体として総務省が実施することを、この部会で決定いたしまして、当部会といたしましては提出された意見を踏まえて、接続委員会で検討いただいた上で最終的に答申をまとめることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○根岸部会長 それでは、そのように決定したいと思います。意見招請の期間につきましては、5月22日木曜日までの間、総務省において実施いただきたいと思っております。

#### 諮問事項

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加)について【諮問第1207号】

○根岸部会長 それでは次に参りたいと思っております。次は諮問第1207号、東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆる加入者光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加について審議をしたいと思っております。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長 それでは資料90-2に基づきまして、NTT東日本の接続約款の変更について、ご説明をさせていただきます。

1 ページ目、申請概要でございますが、本件はNTT東日本が加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムについて、機能追加を図ることに伴い、その手続費に関し、接



続約款の変更を行うものでございます。

具体的な変更内容につきましては、2ページ目でございますが、現在NTT東日本では、ホームページ上で接続事業者が電気通信番号を入力することにより、当該電気通信番号が利用されている場所において、加入者系光ファイバが利用可能となるおおむねの時期に関する情報を表示する加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムを運用しているところでございます。具体的には、下のピンクのウェブ画面のイメージ図にありますとおり、シングルスター方式及びシェアドアクセス方式により加入者系光ファイバを提供する場合の納期に関する情報等を開示しているところでございます。

今回、このピンクの画面のイメージ図の赤い点線の部分にありますとおり、このシステムに同一の配線ブロックにある複数の局外スプリッタごとにシェアドアクセス方式による複数の加入者系光ファイバの概算納期情報を同時にウェブ上に表示する機能を追加するため、その手数料に関して接続約款の変更を行うものでございます。

3ページ目、1. 手数料の設定についてでございますが、この加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの手续费につきましては、現行手数料として、先月末に情報通信審議会で答申をいただきまして、認可いたしました平成19年度及び平成20年度の接続約款に基づき、基本額として1件当たり1.12円。加算額として、シェアドアクセス方式に係る1つの局外スプリッタのみの概算納期情報開示の手続として、1件当たり0.17円が規定されているところでございます。

今回、(2)の②シェアドアクセス方式に係る局外スプリッタごとの概算納期情報開示の手续费について、新たに設定をしているところでございますが、このシェアドアクセス方式に係る局外スプリッタごとの複数の加入者系光ファイバの概算納期情報開示に係る機能を利用する場合、その手数料は、先ほど申し上げた(2)①のシェアドアクセス方式に係る概算納期情報を一たん参照した上で、その配線ブロック内にある局外スプリッタごとの加入者系光ファイバの概算納期情報を表示することを可能とするため、(2)①の加算額に加えて、今回の追加機能に係る額、1件当たり0.51円を合算した加算額、1件あたり0.68円を設定し、適用するものでございます。適用開始期日は、準備が整い次第ということで、具体的には平成20年7月を目途としているところでございます。

4ページ目、手数料算定の概要でございますが、まず原価の算定につきましては、1の2)にございますとおり、今回の追加機能の適用開始期日は、平成20年7月を目途を

予定していますことから、平成20年度の本機能の手続費の算定期間は、平成20年7月から平成21年3月までの9カ月間としているところでございます。このため、今回の機能追加に係る設備管理運営費は9カ月間の年経費により算定することとし、その年経費は網改造料の算定式に準拠して算定しているところでございます。

また5ページ目、需要の算定でございますが、これにつきましても、2の2)にございますとおり、平成20年7月から平成21年3月までの9カ月分の利用見込件数に基づいて算定をしているところでございまして、この原価及び需要に基づきまして、3にありますとおり、手続費が算定されているところでございます。

6ページ目、7ページ目が審査結果でございまして、審査事項8及び審査事項18につきまして、審査結果については適といたしております。この結果、今回のNTT東西の接続約款変更案については、認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

今回は、NTT東のものだけですね。

○古市料金サービス課長　はい。

○根岸部会長　よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　それでは本件につきましては、接続に関する議事手続規則の規定に従いまして、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、広く意見の募集を行うということといたします。

本件に関する意見招請は、規定どおり2回実施することとし、1回目の期間は5月22日木曜日までといたします。

さらに、提出された意見を公表してから、それらの意見について、2回目の意見募集を実施することとし、期間を2週間といたしたいと思っておりますけれども、内容がテクニカルなものでもありますので、場合によれば、1回目の意見募集で意見が出ないということもあり得ることから、仮に1回目の意見募集で意見の提出がなかった場合には、2回目の意見募集を行わないということにしたいと思っております。

また本件につきましても、接続委員会において、検討していただくということでござ

いますので、よろしくお願いいたします。

#### 諮問事項

ユニバーサルサービス制度の在り方について【諮問第1208号】

- 根岸部会長　それでは3つ目ということで、諮問第1208号のユニバーサルサービス制度の在り方について、審議したいと思います。

それでは説明をお願いいたします。

- 村松料金サービス課企画官　それでは資料90-3に沿いまして、ユニバーサルサービス制度の在り方につきまして、ご説明申し上げます。まず1枚目にございます諮問書でございます。基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方について、下記のとおり諮問する。

現行のユニバーサルサービス制度は、ドライカップを利用した直収電話の提供により地域通信市場分野における一層の競争の進展が見込まれること等を背景として、平成17年10月25日付、貴審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」において、必要な制度の見直しの考え方が示され、平成18年度から本格的に稼働している。

ユニバーサルサービス制度稼働後、同制度を取り巻く市場環境は急速かつ大幅に変化しており、ブロードバンド化が進展し、IP電話の加入者が大幅に増加する一方で、加入電話の加入者数が減少する等、回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響が顕在化してきている。現行制度は、回線交換網ベースの電話サービス市場の競争の進展に考慮しつつ制度設計が行われているが、上述のような市場環境の変化に適切に対応していくことが求められている。また、平成18年4月に施行した電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の附則において、同省令の施行後3年を目途として、関係規定の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。

これらの状況等にかんがみ、総務省では「新競争促進プログラム2010」において、ブロードバンドサービスの普及など、市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要があり、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を踏まえ、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、平成20年4月を目途に貴審議会に諮問し、貴審議会における審議を経て、同年中に一定の結論を得ることとしているところである。

以上を受け、またユニバーサルサービス制度と関連する制度との整合性も踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲、ユニバーサルサービスの維持に係る費用の算定方法、及び同費用の負担方法等ユニバーサルサービス制度の在り方について、貴審議会に諮問するものである。

それから続きまして、別添に基づきまして、ご審議いただきたいと考えております論点等について、ご紹介を申し上げたいと思っておりますけれども、今回、制度稼働後、初めての見直しでございますので、その前に参考資料を用いまして、これまでの経緯と諮問書にもございました昨年度開催しました研究会の概要等を、まずはご紹介したいと思います。

別添の資料の7ページをお開きください。まず制度整備の経緯でございますけれども、平成12年に答申をいただきまして、それを踏まえまして平成14年に事業法改正が行われまして、制度の導入が図られてございます。17年度までは、純費用の発生がございませんでしたので、稼働は行われませんでした。その後、先ほどの諮問書にございましたように直取電話サービスの提供によります実効的な競争が始まるという段階になりましたものですから、17年10月に見直しの考え方の答申が出たところでございます。

具体的には算定方法につきましては、収入費用方式からベンチマーク方式への変更、負担方法については、収益額ベースから電気通信番号数ベースへの拠出への変更ということを提言いただきました。これに基づきまして、関係省令の改正を行いました。

以上を踏まえまして、制度の稼働でございますが、17年12月に支援機関の指定、それから18年3月に適格事業者の指定、それから18年8月にNTT東西のユニバーサルサービスの収支が518億円と赤字となったものですから、これに基づきまして、18年11月に負担金等の認可、そして翌年から負担金の徴収等を行っているところでございます。

続きまして、8ページ、ユニバーサルサービスの概念と範囲でございますけれども、一番上でございますように、国民生活への不可欠性、料金面での利用可能性、地域的な利用可能性ということで3点の要件がございまして、現在は一番下でございますように加入電話、公衆電話、緊急通報を対象としてございます。

9ページ目、制度の仕組みでございますけれども、NTT東西のユニバーサルサービス提供設備と接続しております事業者も応分のコスト負担を行う仕組みということで、負担事業者は右側でございますように携帯電話事業者、固定電話事業者、IP電話事業

者等ということで、具体的には下にございますように、前年度の事業収益が10億円超ということで、現時点で52社が対象となっているところでございます。

続いて10ページ目、収支表でございますが、初年度の17年度が東西合計で518億円の赤字、18年度は合計で849億円の赤字となっているところでございます。

11ページ目、補てん対象額の算定方法でございますけれども、加入電話につきましては、高コスト側上位4.9%の回線について、LRICで算定されました回線費用と一定基準費用、現在ですと、全国平均費用+2σの差額ということで、ベンチマーク方式を採用してございます。緊急通報について、同じく高コスト側の回線の緊急通報の、つなぎ込みに係る費用。第一種公衆電話につきましては、相殺型の収入費用方式を採用してございます。

12ページ目、補てん対象額の推移でございますけれども、平成18年度分認可分につきましては、東西分合計で151億円余り、番号単価は7円。19年度認可分につきましては、135億円余りで、番号単価は6円。ボリュームとしましては、加入電話が19年度認可分で、92億円余り、第一種公衆電話は42億円余り、緊急通報は7,600万円となっているところでございます。

番号単価の算定方法ですが、13ページにございますように、分子のほうは補てん対象額に支援機関の支援業務費を加えたもの。分母のほうは使用電気通信番号の総数となっているところでございまして、直近は6円となっているところでございます。

発足後の見直しとしましては、14ページにございますように補てん対象額の算定方法を見直してございます。19年3月の答申を踏まえまして、利用者負担の抑制を図る観点から19年度の算定より、算定方法を見直してございます。従前は左にございましたようにベンチマークが全国平均費用でございましたけれども、それを全国平均費用+2σに変えてございます。これに伴いまして、下にございますように従来ユニバーサルサービス制度により各事務所が負担していた費用をNTT東西のみが負担ということで、昨年9月の答申、20年度以降の接続料算定の在り方におきまして、当分の間の措置としまして、き線点RT-GC間伝送路に係る費用を接続料原価に算入しているところでございます。

この点につきましては、15ページの答申にございますように利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ、平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて、結論を得ることが適当であるというこ

とで、今回の見直しの中の1つの宿題となっているところでございます。

16ページはNTSコストの概要でございまして、き線点RT-GC間伝送路は③のところでございます。

以上によりますNTSコストのつけかえのテンポでございませけれども、17ページ。従前は左側にございましたとおり、17年度から20%ずつ、NTSコストを接続料原価から基本料に移しかえるということになっていたところでございませが、それに加えまして、き線点RT-GC間伝送路コストをつけ戻すことになったものですから、右側にございませように、き線点RT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては従前どおり、き線点RT-GC間伝送路コストにつきましては、中ほどにございませように20年度から20%ずつ、つけ戻しということで、合計しますと一番下にございませように、き線点RT-GC間伝送路コストも含めましてNTSコストの接続料原価へのつけかえの割合としましては、今年度が24%、来年度が12%、22年度が16%となるところでございませ。

これに基づきませ接続料水準の試算でございませが、18ページでございませ。先般答申いただきました20年度のGC接続は4.53円でございますが、今後の試算としましては、21年度が4.2円から4.5円、22年度は4.7円から5.3円ということで、き線点RT-GC間伝送路コストのつけ戻しによりまして、22年度については上昇の見込みという試算が出ていませるところでございませ。

続きまして、利用者への転嫁の状況でございませけれども、19ページが現在、負担事業者52社でございませ。こちらにございませように、ほぼすべての事業者が負担額をユニバーサルサービス料ということで利用者へ転嫁しているという状況でございませ。

続きまして、20ページ目が負担金納付、交付金交付の流れでございませけれども、負担事業者、支援事業者、適格事業者の間で番号利用数の報告ですとか、負担金の通知、負担金の納付、交付金額の通知、交付ということで、毎月、このような作業が行われていませという状況でございませ。

以上が、これまでのユニバーサルサービスの状況でございませ、21ページが昨年行いませユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会の報告書の概要でございませ。菅谷先生を座長、それから辻先生を座長代理にお願いしませ、1年間かけませ、ご審議いただいたところでございます。研究会では2010年代初頭までをフェーズ1、2010年代初頭以降をフェーズ2と大きく2つに分けませ、将来像の検討を

いただいたところでございます。

まずフェーズ1につきましては、基本的には現行制度の枠組みの維持が基本ということで、ただ、黄色いところの一番下でございますように加入電話契約数が減少しても、ユニバーサルサービスコストは容易に減少しないということで、光IP電話等に移行した回線をメタル加入者回線として、補てん額の算定上考慮することの必要性をご提言いただいているところでございます。またフェーズ2につきましては、IP化が進展した時期を想定しまして、ブロードバンドサービスをユニバーサルアクセスという概念でとらえまして、将来のユニバーサルサービスの在り方について、適格事業者、それからコストの算定方法等、議論いただいたところでございます。

22ページでございます。このうちのIP化の件でございますけれども、採算地域でございます都市部を中心に光IP電話の移行が進んで、加入電話契約数が減少しているということで上の右側でございますように、1つは補てん額が減少する。もう1つとしましては、高コスト地域における加入者回線コストが上昇するということが見込まれてございます。それに対しまして、真ん中でございますように、その原因でございます光IP電話については、現在ではユニバーサルサービスと位置づけるのは、まだ時期尚早ということもございまして、またNTT東西はあまねく電話責務を負っており、光IP電話への移行が進んでもメタルは撤去できないという状況にあるということで、研究会では大きく2点、一番下でございますように、光IP電話等へ移行した加入電話の回線数を補てん対象額の算定上もとに戻すことが適当ということと、高コスト地域のメタル加入者回線コストの一部を負担する仕組みの必要性の検討が必要ということをご提言いただいたところでございます。

それについての詳細でございますが、現状では23ページがNTT東西の加入電話回線数の推移でございますが、左にございますように年々減少を続けておりまして、こちらにはございませんが、2007年度末の数値としましては、4,000万回線を割る見込みという状況でございます。それから地域別で見ますと、右側でございますように3級局、2級局、特に都市部における減少が顕著という状況でございます。

一方コストについてでございますけれども、24ページでございます。一番左にございますように加入者回線数は年々減少しておりますが、メタルケーブル自体は面的カバーエリアの拡大に伴いまして増加を続けております。また投資額につきましても、新規投資は抑制されておりますが、最低限の投資600億円は続けているという状況。また

一番右にございますように、老朽化に伴う維持コストという問題でコスト自体は減ってはいないという状況でございます。

以上の状況から研究会の提言の1つとしましては、25ページ、まずはIP補正でございます。現在の補てん額の仕組みが一番左にございますように、ベンチマーク水準以上ということで、緑のところは補てん対象額でございますが、都市部を中心に真ん中の図にございますように光IP電話に移行をするということで2つの影響が出てきております。1つは縦軸なんですけれども、4.9%高コスト地域の回線数の減少。もう一つは横軸ですが、ベンチマーク水準の上昇ということで、それに伴いまして、緑のところ、補てん対象額が減少するという傾向にございます。これについては、補てん対象額の算定額に光IP電話の数を加えるということで、補てん対象額の減少を抑制することを1つ提言いただいているところでございます。

もう1つが26ページ、メタル加入者回線コストの影響でございますけれども、真ん中の図にございますように、メタル加入者回線コストについてはオレンジ色の部分でございます。接続料の設定がございまして、平均化してフラットな状況になってございます。この部分につきましても、右の図にございますように都市部を中心に光IP電話への移行ということで、平均コスト水準がアップするという状況でございます。その下にございますようにコストは上昇しておりますけれども、ユーザー料金の値上げは制限があるということで、収支の悪化のおそれということで、何らかの対策の検討が指摘されているところでございます。

以上が今回のご審議でも参考とさせていただきたい昨年度の研究会の報告書の概要でございます。以下、ユニバーサルサービスをめぐる各種サービスのトレンド等を簡単にご紹介したいと思います。

27ページが加入電話ということで、携帯電話、IP電話が増加している一方、こちらは競争事業者も含んだ数字でございますが、加入電話は年々減少傾向でございます。

28ページ、公衆電話の設置状況でございますけれども、ユニバーサルサービスの対象の第一種公衆電話の設置状況は市外地域は大体500メートル四方に1台、それ以外の地域においては1キロメートル四方に1台という基準でございますけれども、第一種公衆電話につきましては、下のグラフにございますように10.9万台と数の減少はございませんけれども、第二種公衆電話については減少しておりまして、一種、二種合わせた数字としましては、現在10年前の半分以下という状況になっているところでござい



ます。

続いて、29ページ。光IP電話の状況でございますけれども、緑のところでございますように光IP電話、0AB～J電話ですけれども、増加をしております、昨年末の数字としましては、680万番号となっております。

続きまして、携帯電話でございますけれども、30ページの左側でございますように人口普及率としましては、18年度末で80%弱となっております。

31ページでございますけれども、人口カバー率は99.7%ということで、住んでいらっしゃるエリアで使えない方の人口は、残り約41万人という数字になってございます。

続きまして、32ページ。ブロードバンド、光ファイバでございますけれども、ADSLは減少傾向にございますが、光ファイバは増加しております、昨年末で1,132.8万加入となっております。また別の調査ですけれども、今年1月実施の通信利用動向調査では光回線の利用世帯がDSLの利用世帯を初めて上回ったという結果が出ているところでございます。

世帯カバー率としましては、33ページの中ほどでございますように、超高速のところ、2007年度は84%という状況でございます。

次に加入電話の料金の状況でございますけれども、基本料ということでは、NTT東西の基本料は1,450円から1,700円。競争事業者のほうは1,350円ないし1,500円。ちなみに光IP電話につきましては、300円ないし500円という状況ですけれども、FTTHサービスの加入が必須という状況でございます。

続きまして、諸外国の状況でございますが、35ページに、まずユニバーサルサービスの範囲でございますけれども、多少入り練りがございますが、各国とも電話サービス、公衆電話、緊急通報を対象としているところでございます。

36ページ、コストの算定方法につきましては、収入費用方式を採用しているところが多い状況ですけれども、米国の場合は、我が国同様ベンチマーク方式を採用してございます。それからコスト負担方法につきましては、各国とも電気通信事業収益費ということで、番号を使っているところはないという状況です。また利用者転嫁につきましては、米国では事業者の判断で利用者にユニバーサルサービス料を請求する例が見られるという状況でございます。

以上が研究会の概要も含めまして、これまでの状況でございます。

1 ページにお戻りください。今回、審議をお願いする背景でございますけれども、諮問書にもございましたように新競争促進プログラム2010、それから稼働の際の省令で見直しをうたっていますものですから、IP化等の状況を踏まえて制度の見直しをお願いするものでございます。

続きまして、今回、ご審議をお願いしたい見直しの範囲でございますけれども、先ほどご紹介しました21ページの研究会の報告書の概要におきますと、フェーズ1、黄色いところ、このあたりを中心にご審議をお願いできればと思っております。

2 ページにお戻りいただきまして、具体的には赤い部分、2009年から2011年のところで、まだ加入電話の契約数が過半と想定されますが、この3年間を中心にご議論いただければということを考えてございます。

それから研究会の報告書におきますと、赤い部分、フェーズ2の部分については、2010年代初頭以降の話でございますけれども、光IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービス等の普及状況を踏まえました方向性の検討、それから課題の整理をお願いできればと考えているところでございます。

続きましては、3ページ。検討をお願いしたい個々の論点(案)でございます。ユニバーサルサービスの範囲でございますけれども、まずは加入電話の加入者が過半と想定されます2010年代初頭の加入電話の扱いでございます。それから第一種公衆電話につきましては、携帯電話が普及しまして、屋外における通信手段が多用化してございますので、そのような状況の中、一種公衆の必要性をどう考えるかということでございます。携帯の普及により必要性が低下しているというご意見もあろうかと思えますし、災害時の優先電話ですとか、それから携帯を持たない子供等の通信手段としてまだまだ重要というお考えもあるかと思えますので、そのような状況を踏まえて、必要性についてのご議論も必要かと考えてございます。

その次の2つは、今後の検討ということになるかと思えますけれども、光IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスに関する2010年代初頭以降の普及状況を踏まえました方向性の検討、課題の整理。それから、適格電気通信事業者の要件でございますが、現在は、すべてのユニバーサルサービスの一体的な提供が要件となっておりますので、この点どう考えるかというところもあろうかと考えております。

続きまして、コストの算定方法でございますけれども、まずは加入電話につきましては、先ほど、研究会のご提言をご説明しましたとおり、都市部における加入電話の契約

数の減少につきまして、どのように考えるかというところが1つ大きな課題でございます。それから、公衆電話、緊急通報の補てんについてでございますけれども、公衆電話につきましては、先ほど申し上げました必要性の検討とあわせまして、補てんのあり方についても検討が必要かというふうに考えております。

それから、緊急通報につきましては、重要性については高まっているわけですが、加入電話と比べまして携帯からの発信が多くなっているという状況もございますので、その点も踏まえまして考察が必要かということを考えてございます。

その次の利用者負担を抑制する観点からのコスト算定方法の考え方、接続料との関係でございますけれども、この点につきましては、き線点R T-G C間伝送路コストにつきまして、利用者負担抑制の観点から接続料に戻しておりますので、その点につきましてどのように考えるかというところがもう一つ大きな課題でございます。

続きまして、コストの算定方法でございますけれども、コストの負担方法の見直し、利用者転嫁でございますが、現在、ほとんどの負担事業者が負担額を利用者に転嫁しているという状況を踏まえまして、現在の電気通信番号を基礎としました負担方法につきましての一つ考察が必要かというふうに考えております。

それから、3つ目のコスト負担事業者の範囲の見直しでございますけれども、現在、収益が10億円を超える事業者を対象としてございますので、この点、変更の必要があるかどうかという点の検討が必要でございます。

それから、その他でございますけれども、基本料の取り扱いにつきましては、18年11月の答申におきまして、NTT東西においてIP化の進展など市場動向の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続しということがうたわれてございますので、NTT東西の検討等を踏まえまして、取り扱いについて考察が必要かと考えております。

それから、消費者保護方策、支援機関でございますけれども、利用者転嫁が行われている状況を踏まえまして情報開示のあり方ですとか、常々審議会でご指摘いただいております支援機関、それから総務省等の周知・広報の充実等につきましてもご議論いただければと考えているところでございます。

次に、検討のスケジュールでございますけれども、途中、事業者等からのヒアリングを挟みましてご議論いただきまして、年内にご答申をいただければと考えているところでございます。

そのヒアリングでございますけれども、5ページ目をごらんください。2回に分けまして、NTT東西、負担事業者、団体、それから消費者団体の方々からお話をお聞きしたいということで考えてございます。1回目が5月27日の電気通信事業部会の終了後、2回目が6月9日午後2時からということで準備を進めたいと考えているところでございます。

以上がお願いしたい審議事項の内容でございます。盛りだくさんでございますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのユニバーサルサービス制度の在り方について、今後の検討のお話をいただきましたので、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら、お願ひします。

○辻委員 詳細な説明、ありがとうございます。前回の「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」の経過を踏まえて、フェーズ1とフェーズ2に分け、フェーズ1でできるところの論点を整理していただいたと思っております。私自身がユニバーサルサービスの研究会に参加していたものですから、そこでの雰囲気等々を入れて感想を述べさせてもらいます。やはり最終目的がフェーズ2の方向へ向かっていきますから、このフェーズ1というのは、ある意味で過渡的な位置付けになるわけですね。ですから、過去の課題を整理して解決していくというスタンスと、先を見てブロードバンドの進展に持っていく、その2つの役割があると思ひます。ですから、これを同時に解決というのは非常に難しいから個別的な対応にならざるを得ないと思ひます。個別対応でいきますと、移行に向かつての全体的な理念とか整合性がばらばらになりますので、非常に難しいところだと思ひます。

端的に言ひますと、先ほどおっしゃられたマイグレーションが問題です。それから、負担の公平もあります。これはどこから出ているかと言ひますと、負担の公平ということをお強調しますと、昨今の「インターネット政策懇談会」でも意見が出ていましたが、ヘビーユーザーの方々にはインターネットの推進を促進するほうだから、ニュービジネスモデルとかを考えられておられるから、そこは料金は安くして、できるだけNGNの方向で持っていく。料金が上がるような形にするとマイグレーションが進展がしないという意見もありました。ユーザー間の公平性をにらみ、かつマイグレーションを進めるといふのは非常に難しい、しかし重要な点だと思ひます。

それからもう一点、利用者負担を抑制する観点は非常に大事なので、前回ではき線点

R T-G C間伝送路は抜くという原則から、今、再度取り組むということになりました。N T Sコストはこのように接続料から抜いていくという原則がありますが、そうするとユーザー料金が上昇するという二律背反の問題が生じます。どちらかという利用者負担を抑制するというように見直しになったのが今回の制度です。これについては、整合性の問題がありますから、今回の3年限りのものかどうか、あるいはさらに継続されるのか、大事になってくると思います。

それから、もう一点は、今のネットワークをどうするかということです。直近に問題になってきますのは、自治体が光ファイバを独自の費用とか補助金とかで引いていく事例というのが、今はそれほど多くないですけれども、今後は出てくると思います。そうすると、自治体はネットワークを敷設し、全部I P電話等々にされますと、自治体がユニバーサルサービスの運営主体となり得ます。そうするとN T Tはその自治体内での銅線を巻き取ってもいいのかという議論も生じます。つまり、N T Tに課されているユニバーサルサービスオブリゲーションを検討する必要性がでてきます。今後、どれだけの自治体が光ファイバを敷設するのか予想はつきませんが、増えていくようになりますと、局所的にユニバとの関係で適格業者等々の問題が出てくるかと思っています。

- 根岸部会長     ありがとうございます。何かコメントいただくことありますか。
- 村松料金サービス課企画官     今、先生方からいただきました3点のご指摘も踏まえまして、ご審議のほうをお願いできればと考えてございます。
- 根岸部会長     ほかに。どうぞ。
- 東海委員     これから関係の方々のいろんなご意見を承りながら議論をしていくことだろうと思いますが、あまり細かいことをご質問してもしょうがないかと思いますが、21ページに「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書の概要が出ておまして、私は、この研究会の報告書をあまり勉強しておりませんので、よく理解をしていないところですが、一番大きな根本的な概念の違いは、従来型の伝統的なユニバーサルサービスという概念から新しいフルI P網に近くなればなるほど、ユニバーサルサービスアクセスにかわっていくんだと主張されているような報告書と拝見していますが、そうであるかないかというのが一つと、現在のユニバーサルサービスで基金制度をとって、みんなで負担をしていこうというのは、非常に利用者が少ない場所を維持していこう、ネットワークを維持していこうという最低限の取り扱いを行おうとしている概念と私は理解していますけれども、そのことと新しいI P網化が進んでいった形でユニ

バーサルサービス、ユニバーサルアクセスという概念に変わると、その最低限をみんな  
で補てんしていかなければいけないという維持をする機能はどんなふうになるんです  
か。ちょっとわかりにくかったのですが、非常に簡単で結構でございます、教えていた  
だきたい。

○根岸部会長　それでは、2つあったと思いますが、よろしくをお願いします。

○村松料金サービス課企画官　まず、1点目、ユニバーサルアクセスの概念でございま  
すけれども、ユニバーサルサービス自体がユニバーサルアクセスということにかかわると  
いうよりは、将来的なフルIP化の時代にはボイスオーバーIP、音声もほかのアプリ  
ケーションもIPに乗っていきますので、そういう点では、IP網というアクセスのと  
ころでいろんなサービスが行われるということを踏まえまして、ユニバーサルアクセス  
というものが維持必要なユニバーサルサービスになるということを想定しまして、ご議  
論いただいたと理解しているところでございます。

それから、維持という観点からのユニバーサルサービスの点でございしますが、それに  
ついては、現在のユニバーサルサービスの概念と違いはないかと考えております。全国  
的にユニバーサルアクセスが使えるようなフルIP化の時代において、高コスト地域等  
においてもユニバーサルサービスでありますユニバーサルアクセスを維持するというこ  
とで考えていく制度であろうかと考えております。

○東海委員　そうすると、ユニバーサルアクセスという流れができてくる、これは積極  
的な側面として私はそのとおりでらうと思うんですけれども、高コスト地域の部分が残  
っている限り、それが小さくなっていくと、やはりそのところはみんな維持して  
いかなきゃならないというのは、必ずしもそれとは関係なく別途残っていくんだとい  
うような理解の仕方をする事なのではないでしょうか、あるいは、もうそんな形になっ  
ていけば、そういうみんな維持していこうという形は解消されるといいますか、自然に消滅  
するという流れを想定されたのが、この21ページの図なのではないでしょうか。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○村松料金サービス課企画官　今、委員がおっしゃった消えていくというのは、PST  
N網ということでおっしゃったのでしょうか。

○東海委員　そうですね。

○村松料金サービス課企画官　その部分につきましては、PSTN網がIP化していく  
ところの最終段階について、どのような形態があって、それをどうしていくかについて

は、なかなか予測も難しいところもございますので、たしか研究会では、その形のところまで詳しくご議論いただいたということではないのではないかとはい思うのですが。

- 東海委員　　3年間を想定して、今度フェーズ1を議論してくださいということになるということは、3年間という段階でもって、今、現状、説明を受ければ、やはりそれは今申し上げたような部分が過半を占めるという図がどこかにありましたね。ということですから、過半を占めていたものが、3年たったらそんなに小さなものになるとも思えないんですね。ですから、ずっと何かユニバーサルサービスという概念からユニバーサルアクセスという概念にうまく収れんして消えていくという形には、私はどうもならないような気がしてしょうがないんです。ですから、この3年間の議論というものも、そのおっしゃること、ユニバーサルアクセスの概念を念頭に置きながらでありながらも、やはり基本的には現行制度の枠組みをもっとうまく運用できる方法はないだろうかという知恵を何か絞らなきゃならないんじゃないか。そうしないと、逆に今回も出てきているように、小さくなればなるほどコストの負担は場合によっては増えてくる可能性もなきにしもあらずということになってしまうと。このあたりのことをうまく調和させるところを議論していかなければいけないのかなと思っております。

何でそんなことを申し上げるかということ、接続料問題とも随分大きな関係がありまして、先ほど、辻先生からもお話がありましたように、やはり従量制接続料のNTSコストの問題の扱いでいろいろと行ったり来たりやりとりがあつて、現段階においては、まさに妥協的産物、当分の間の措置という理解になっている部分がありますから、できればこの3年間のフェーズ1の議論の中でも、そういった接続料をも念頭に置いた、あるいはその他のいろいろな競争政策も念頭に置いた何か方向性を見定めながらの現行制度の枠組みの維持という流れができなければいけないのではないかなという感じがいたしております。

以上です。

- 根岸部会長　　辻委員、何かございますか。
- 辻委員　　今、東海委員のおっしゃられた点で、前の委員会での議論から補足をしますと、2010年中頃以降のフェーズ2でも、ユニバーサルサービスと定義できるものは音声サービスです。今は音声サービスはPSTN、通常の固定電話でやられていますが、それがフェーズ2になりますと、ブロードバンド、IP電話、携帯電話、WiMAXありというので、様々なアクセス、あるいは伝送路の形態が生まれますから、どういう形

で音声を伝達し、いろんなチャンネルでそのサービスをどう負担していくかを考えていくのがフェーズ2と考えております。ですから、まだフェーズ1では黒電話等々が半数以上ありますから、それが無い場合、過去の考え方が主流ですけれども、だんだんフェーズ2に移行するにウエートが減って行って、ブロードバンドないしはIP、あるいは携帯に移っていくと理解をしております。

○根岸部会長　よろしいですか。はい、どうぞ。

○酒井部会長代理　私の方も、もしかすると辻先生の質問になっちゃうかもしれないんですけども、2点ありまして、1点目は、このところでユニバーサルサービスがもしかするとユニバーサルアクセスに変わっていくかもしれないと。これは少し先の話だと思いますが、そういった段階のときに料金だけの話、あるいは補てんだけならまだいいんですけども、例えばユニバーサルというと、全国民がちゃんと使えなきゃいけないと、お金だけじゃなくてですね、そういったときに、今、例えば、0AB～JのIP電話だって、私の家も0AB～JのIP電話なんですけれども、普通使うときは問題ないんですが、何かサービスを変えようと思うと、電話1本というわけじゃなくて、自分でPCをいじってかちやかちやらなきゃいけないわけですね。将来、WiMAXとかいろんな電話等がだんだん増えてきたときに、今よりもユーザーインターフェースというか、相当使いやすくしないと、ちょっとPCを知っている人ならいいんですが、そうじゃない人は使えない状態ではないかという気がいたしまして、そういう意味で、ユニバーサルサービスというものがお金だけじゃなくて、使い勝手まで含めて全員が——全員がというと、ちょっとわからないんですけども、仮に相当年を召された方でも使えるような状態にするためにはどうしたらいいかという考え方があったのかということと、今度は逆に、例えば25、6ページに例として補正とかそういったことが書いてありますけれども、例えば26ページですと、確かにメタリックの線が減ってくれば、全体のコストが上がるというのはよくわかるんですけども、これを単純に防ごうと思ったら、それこそ料金値上げか、そうじゃなくて、今度はIP系、ファイバ系のほうでも一部負担してもらおうという話になってしまう。そうすると、せつかくのファイバ系のほうをむしろ妨害する形になりますよね。ですから、この辺は、まだ数がメタリックが多いうちにはいいんですけども、だんだん減ってきたときに、安易にみんなで負担ということになると、新しい方のサービスの足を引っ張ることになってしまいますので、そのあたりの考え方も二、三年先はいいとは思いますが、将来的にどう考えたほうがいいのかとい



うことにつきまして、今すぐ結論は出ないと思うんですけども、ありましたらご紹介いただければと思います。

○辻委員 よろしいですか。ご指摘の最初の問題は、確かに光ファイバとかW i M A Xとか、あるいはもう少し広げてパソコンを使えるかといったリテラシーの問題まで入られました。いろんなネットワークの種類が増えていきますと、そのネットワークにアクセスできない人が出てくる。つまり、光ファイバを山の中の過疎地まで引区必要が生まれます。ですから、光ファイバをユニバーサルサービスとしますと、それなりにネットワークを広げていくという費用も入れないと国民みんなが使えることにならないわけです。そうしますと、このユニバーサルサービスのコストの概念が非常に天文学的に増えますので、前のユニバーサルサービスの研究会では、ネットワークの拡張、あるいはインターネットリテラシーとかにかかわる費用は省き、入れないというのが議論の結論だったと理解しております。

それから、もう一つ、続いて何でしたか。

○酒井部会長代理 26ページみたいに。

○辻委員 そうですね。これは私も質問しましたように、あくまで現行の制度を前提としておりますから、今の線はこういう仕組みでいきますが、ブロードバンドの進展状況等々によって、この線がどう変わっていくか予測が付きません。私自身はここに出てくるN T Sコストとかベンチマークとか、この仕組みを前提としますと、やはり恣意的に動かすこととなります。できるだけ新しいいろんなサービスを含むようなユニバーサルコストを、各伝送路ごとの図にするとかの工夫が要るような気がします。この点、私も酒井委員と同じ意見を持っております。

○根岸部会長 どうですか。何か事務局のほうでコメントをいただけることはありますか。

○村松料金サービス課企画官 2点目につきましては、酒井先生、辻先生のご指摘もございまして、このメタル回線コストの上昇分を負担するかどうか、負担する場合にどのような形なのかということではご議論が必要だというふうには考えているところでございます。

○根岸部会長 はい、どうぞ。

○古市料金サービス課長 1点目につきましても、まさに辻先生からご指摘ありましたとおり、研究会においてもユニバーサル政策の目的というのは何だろうかということ

かなり議論していただいたところをごさいます、結論といたしましては、報告書でも取りまとめでいただきましたけれども、ユニバーサルサービス政策の目的は、全国的に確保されているサービスの中で不可欠性が高いと認められるサービスの維持費用について地理的格差の解消を図ることが目的でしょうということで、当然、例えば所得格差であるとか、先ほどおっしゃられたリテラシーの格差、こういったものについて通信サービスの政策としてどうしていくかという非常に大きな課題はあるわけをごさいますけれども、こういったことは、そういった例えば福祉政策の観点、通信政策の観点からいろいろなアプローチで対応していくことが大事ではないかと考えているところをごさいます。

今回、諮問させていただきましたけれども、先ほど東海委員からもご指摘いただきましたとおり、まずはこの3年間の2011年までの期間についてユニバーサルサービスの制度をどうするかということをご議論いただくということだと思っております。それに加えまして、先ほどからのご議論いただいておりますとおり、2011年以降もいろいろIP網の進展、あるいはいろいろなネットワークの市場環境の変化、こういったものが想定されるところをごさいますので、この2011年以降につきましても中期的な課題、それからもう少しフルIP網への過渡的な期間と、フルIP網ができた後の期間によってもまた議論がかなり違ってくるかなと思っておりますので、そういったことも意識しながら将来的な課題についても整理をしていただけたらと考えているところをごさいます。

○根岸部会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、既にありますユニバーサルサービス委員会において検討いただくということで、その結果を報告いただいた上でこの部会で審議し、答申をまとめたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　ありがとうございます。そのように決定したいと思います。

なお、本件に関しましては、先ほどもご説明のありましたように、ヒアリングを実施するというので、当部会とユニバーサルサービス委員会の合同による事業者ヒアリング、2回あるとご紹介がありましたが、まず、来月5月27日火曜日に行くことといたします。詳細につきましては別途事務局より連絡いたしますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

## 諮問事項

### 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第1209号】

○根岸部会長　それでは、最後になると思いますが、諮問第1209号「事業用電気通信設備規則の一部改正について」審議をしたいと思います。それでは、ご説明をお願いいたします。

○竹内電気通信技術システム課長　それでは、お手元の資料90-4を御覧いただきたいと思います。説明資料のページを確実に見ていただくために、スライドをディスプレイに映しながらご説明申し上げたいと思います。

A4横のタイトルを緑で塗ってある資料を御覧いただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、今回の事業用電気通信設備規則の改正は、主として内容が2点ございます。1つは、携帯電話の基地局につきまして、停電対策が現在義務化されているところがございますが、一部に適用除外を設けたいという点でございます。もう1点は、050の番号を使用するIP電話、携帯電話、PHSの役務に用いられる電気通信設備につきまして、発信者番号の偽装対策に関する規定を整備したいという2点でございます。

それでは、それぞれご説明申し上げたいと思います。2ページを御覧いただきたいと思います。まず、携帯電話基地局の停電対策について、現在は、原則として、すべての基地局について、予備電源の設置が省令で義務づけられております。一方で、先ほど、ユニバーサルサービスのところでもご説明がありましたように、サービスエリアの拡大について、現在、事業者は懸命に取り組んでいるわけでございますが、特に地下街のようなスペースの制約が大きい場所であって通信のニーズがあるところが確実にございまして、こういった場所に基地局を設置する場合において、予備電源の設置が困難な場合は多々あると伺っております。

そこで、こういった基地局条件の場合につきましても、一定の条件を満たしている場合には停電対策を要しないと緩和をしたいと考えております。この件につきましては、既に総務省の考え方を2月から3月にかけて意見募集を行ったところがございます。その内容については、この資料の7ページ、8ページに意見募集の内容と、そこで出された意見の結果を参考としておつけしてございます。8ページがお示しした基本的考え方、

そして7ページが提出された意見の概要でございますけれども、関係事業者2社よりいづれも賛同する旨の意見が提出されているものでございます。

これを受けまして、今回の改正内容について、資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。この停電対策を要しない場合について、一定の条件を課すことを前提にしたいと考えておまして、その内容を告示で規定したいと考えております。具体的には、3ページの下に一、二、三とございますが、事業用電気通信設備規則の細目を定める件という告示の第1条第2項の中でこの3つの条件を規定したいと考えております。1つは、他の基地局のサービス提供区域内にあることとございます。この停電対策を講じていない基地局が仮に停電になったとしても、他の基地局のサービス提供区域内にあるということとございます。例えば、地下街の基地局が停電になったとしても、屋外に移動することによりサービスが継続する、という条件とございます。

2点目は、電力の供給が停止した場合に、3時間以内に復旧できるように予備設備の配備等必要な措置が講じられていることとございます。これは設備の配備や修理等に駆けつける人員の配置を含むものとございます。

3点目は施設管理者及び利用者に対する周知が図られていることです。周知の方法としては、インターネットによる方法や、建築物にシールのようなものを掲示する方法等が考えられます。これら3つを要件としたいということとございます。これが1点目の変更でございます。

次に2点目の変更でございますが、これは発信者番号偽装対策でございます。固定電話と同じ番号を用いるIP電話やISDN等につきましては、既に昨年の11月に同様の規定について改正・公布をいたしまして、本年の4月1日から施行しているところでございます。本年3月に技術分科会から答申をいただき、050-IP電話や携帯電話等につきましても同様の規定により措置を講じることが適当であるとご答申をいただきましたので、今回、省令改正をいたしたいということとございます。

具体的な内容は、4ページの「概要」にあるとおり、先に改正いたしました0AB～J番号のIP電話に関する規定を準用する形で、電気通信事業者が異なる番号の発信がなされた場合に、これを送信しないような必要な措置を講ずることを規定するという内容でございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。具体的な規定は青の四角に書いてある事業用電気通信設備規則の第三十五条の二の二の規定の準用を考えております。条文中の

下線が引いてある部分の「ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない」については、例えば代表者番号を送信する場合や、フリーダイヤルの番号を送信するような場合、あるいは事業者をまたがって発信者番号と着信者番号を分けて使うような場合においても、誤認のおそれがないような使い方であれば、これに該当するとして、これらのものは認めた上で規定を置くことにしたいと考えております。

なお、この改正につきましても、技術分科会での審議過程で、IPネットワーク設備委員会におきまして意見募集を既に実施しています。その内容は9ページにつけています。民間の企業、テレコムサービス協会より、賛成する旨の意見を承っております。また、1番目のコメントの中では、今申し上げましたただし書の部分について明確化を図っていただきたいという意見もございましたので、先ほどご説明した内容について、昨日、取り扱い方針の公表をしたところでございます。

スケジュールについて、6ページを御覧いただきたいと思います。本日、この2件の改正についてお諮りいたしまして、内容には、必要的諮問事項でございます省令改正案と、必ずしも諮問を要しない事項でございます関係告示案を含んでいますが、サービスを安定的に提供する上で必要な規定を定める事業用電気通信設備規則及びその関係告示の改正でございますので、一体として総務省から意見募集を本日より実施させていただきたいと考えております。1カ月間意見募集を行った後、希望としては6月にご答申をいただき、7月に公布、そして来年1月の施行を希望いたしております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

- 根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞお願いします。
- 長田委員　　着信番号を開示するというのは、我々一般の人にとってみては安心材料ですが、相手がだれかがよくわかるということで行われているものが番号を偽った形で、それがかえって振り込め詐欺とかを引き起こす一つの要因になっていて、それに対策をとっていただけるということで非常に歓迎をする措置なんですけれども、この措置がとられたとしても、まだ異なる番号が表示される場合があるのかどうか、ほかにいろんな悪い技術があるのだと思いますが、それはいかがでしょうか。
- 根岸部会長　　お願いします。
- 竹内電気通信技術システム課長　　今回の措置によりまして、先に行いました固定系の

発信者番号偽装対策、そして今回の移動系あるいは050番号のIP電話に関して対策がとられますので、少なくとも日本国内からの発信側については、偽装対策がすべて整うことになろうかと思えます。おそらくご指摘の点は、例えば国際、海外を中継するような場合についてどうかということですが、ここについては、確かに色々な手法がございまして、現在、電気通信事業者協会においても、必要な対策についてガイドラインを策定して、例えば海外から来る場合に、明らかに海外から来ているのに国内の番号を表示しているという場合については、これを検出して対策をしています。ただ、どういう対策をとっているかは、それ自身がまた新たな偽装を誘発するため、つまりらかなには申し上げられませんが、事業者協会として、既に起きているようなこと、あるいは想定されるようなケースについては、その防止策を含めて今対策をとっているところでございます。また新たな事案等が出てくれば、その都度、関係事業者の協力を得ながら対策をしていきたいと思えます。ただ、すべての事業者に義務づける対象としては、まず発信者側のきちんと対策をとるということで、今回、その範囲の対応については一通り終了するというところでございます。

○根岸部会長　よろしいですか。

○長田委員　できるだけ何とか対策をとっていただいて、偽装された番号が表示されないように、我々が安心して着信番号をちゃんと見るができるようになるといいなと思っておりますし、万が一、何かまた新たな手法でそういうケースが出てきたという場合には、ぜひ情報を皆さんに知らせていただいて、また着信番号が安心できない状況になってしまったということがあった場合には、ぜひ広く知らせていただけるといいなと思えます。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　それでは、本件の改正は、この部会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項の2つから構成されておまして、しかし、この2つは密接不可分であるということでもありますので、今、ご提案のとおり、報道発表や意見調整につきましては必要的諮問事項も含めまして一体として総務省が実施するというので、そういうことをこの部会として決定し、そして、この部会としては提出された意見を踏まえ、最終的に答申をまとめるというふうにしたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。  
意見調整の期間は、5月22日木曜日までの間、総務省において実施していただく  
ということよろしいのでしょうか。それでは、そのようにお願いいたします。

## 閉　　会

○根岸部会長　それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の部会につきましては、別途事務局よりご連絡があるということであります。

それでは、閉会いたします。どうもありがとうございました。